

令和2年2月26日
中部近畿産業保安監督部

有限会社浅井工作所に対する報告徴収について

中部近畿産業保安監督部は、有限会社浅井工作所（法人番号 7190002008157）に対し、令和元年12月10日付けで電気事業法第106条第4項の規定に基づき報告を求めました。

電気関係報告規則第4条の2第1項の規定に基づき2019年11月5日付けポリ塩化ビフェニル含有電気工作物廃止届出書の提出がありましたが、当該廃止届出に至った経緯について、次の事項の報告を指示しました。

1. 令和元年11月1日付け「低濃度PCB含有機器届け撤回の件」を提出するに至った経緯及び理由
2. PCB含有電気工作物（変圧器 30kVA 三菱電機株式会社 型式RA1985年）に係る濃度分析の経緯及び具体的な手順（濃度希釈の有無及び有りの場合にあっては希釈方法を含む）
また、当該変圧器に係る現存する過去のPCB濃度分析結果及び年次点検記録の写し
3. 使用中の未分析電気工作物に係る現存する過去のPCB濃度分析結果及びPCB濃度分析を実施していない場合にあっては分析実施予定年月
4. 電気事業法第42条の規定により定められた保安規程（「点検・測定及び試験の基準」を含む。）の写し

（本件に関する問い合わせ先）

中部近畿産業保安監督部電力安全課長 土屋

担当 広瀬、清水

TEL：052-951-2817(直通)